



山形県公報

平成18年4月11日(火)
第1732号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

包括外部監査契約の締結.....	(改革推進課) ...613
特定計量器の定期検査の実施.....	(産業政策課) ... 同
同.....	(同) ...616
障害者就業・生活支援センター変更の届出.....	(雇用労政課) ...617
県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了.....	(農村計画課) ... 同
土地改良区の定款変更の認可.....	(村山総合支庁農村計画課) ... 同

公 告

一般競争入札の公告.....	(公安委員会) ... 同
----------------	---------------

告 示

山形県告示第400号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。
 なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、平成19年3月31日まで総務部改革推進室改革推進課において一般の閲覧に供する。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 契約の期間の始期 平成18年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 押 野 正 徳
住所 山形市十日町二丁目1番33号801
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

山形県告示第401号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期 日		検査場所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
東根市	計量法施行 令第10条に 規定する非 自動はかり (表示部が 電気式のも のを除く) 分銅及びお もり	平成18年5月17日	午前10時から 正 午まで	小 田 島 公 民 館	社団法人 山形県計量協会
		同	午後1時30分から 午後3時30分まで	大 富 公 民 館	
		平成18年5月18日	午前10時から 午前11時30分まで	東 郷 公 民 館	
		同	午後1時から 午後3時30分まで	神 町 公 民 館	

	平成18年5月19日	午前10時から 午後3時30分まで	東根市役所 (北側車庫)
天童市	平成18年5月23日	午前10時から 正午まで	高揃公民館
	同	午後1時30分から 午後3時30分まで	干布公民館
	平成18年5月24日	午前10時から 正午まで	山口公民館
	同	午後1時30分から 午後3時30分まで	天童市農業センター
	平成18年5月25日	午前10時から 午後3時30分まで	
	尾花沢市	平成18年6月6日	午前10時30分から 午前11時30分まで
同		午後1時から 午後2時まで	玉野地区公民館
同		午後2時30分から 午後3時30分まで	常盤地区公民館
平成18年6月7日		午前10時30分から 午後3時まで	尾花沢市役所車庫
平成18年6月8日		午前10時30分から 午後3時まで	
新庄市		平成18年6月13日	午前11時から 正午まで
	同	午後1時30分から 午後3時まで	新庄市上下水道庁舎
	平成18年6月14日	午前10時30分から 午後3時まで	
	平成18年6月15日	午前10時30分から 午後3時まで	
	最上町	平成18年6月21日	午前11時から 午後3時まで
大蔵村	平成18年6月22日	午前11時から 午後2時30分まで	大蔵村中央公民館
鮭川村	平成18年6月26日	午前11時から 午後3時まで	鮭川村役場
戸沢村	平成18年6月27日	午前11時から 正午まで	角川農村環境改善センター
	同	午後1時30分から 午後3時まで	戸沢村役場
舟形町	平成18年6月28日	午前10時30分から 午後3時まで	舟形町中央公民館
金山町	平成18年6月29日	午前11時から 午後3時まで	金山町役場
真室川町	平成18年6月30日	午前11時から 正午まで	釜淵地区総合施設
	同	午後1時30分から 午後3時まで	真室川町中央公民館

鶴岡市	平成18年7月6日	午後1時から 午後2時30分まで	三瀬コミュニティセンター	
	同	午後3時から 午後4時まで	由良コミュニティセンター	
	平成18年7月7日	午前9時30分から 正 午まで	大 山 商 工 会	
	同	午後1時30分から 午後3時まで	鶴岡市農村センター	
	平成18年7月10日	午前11時から 正 午まで	黄金コミュニティセンター	
	同	午後1時30分から 午後2時30分まで	加茂コミュニティセンター	
	同	午後3時から 午後4時30分まで	湯野浜コミュニティセンター	
	平成18年7月11日	午前9時30分から 午後3時30分まで	鶴岡市役所車庫棟	
	平成18年7月12日	午前9時30分から 午後3時30分まで		
	平成18年7月13日	午前9時30分から 午後3時30分まで		
	平成18年7月14日	午前9時30分から 午後3時まで		
	村山市	平成18年8月2日	午前10時から 午前11時30分まで	袖崎公民館
		同	午後1時から 午後3時まで	大高根公民館
		平成18年8月3日	午前10時から 午前11時30分まで	大久保公民館
同		午後1時から 午後3時まで	村山市役所 (西側車庫)	
三川町	平成18年8月23日	午前11時から 午後3時まで	三川町役場車庫	
庄内町	平成18年8月24日	午前10時30分から 午前11時30分まで	庄内町役場清川出張所	
	同	午後1時から 午後3時まで	庄内町役場立川支所	
鶴岡市	平成18年8月25日	午前9時30分から 午後3時まで	庄内町余目第二公民館	
	平成18年9月5日	午前11時から 午後3時30分まで	羽黒体育センター	
	平成18年9月6日	午前9時30分から 午後3時30分まで	藤島地域スクールバス車庫	
	平成18年9月7日	午前9時30分から 午後2時30分まで	鶴岡市櫛引庁舎車庫	
	平成18年9月12日	午前11時から 午後3時30分まで	朝日老人福祉センター	

	平成18年9月13日	午前10時から 正 午まで	山五十川多目的研修集会施設
	同	午後1時30分から 午後3時30分まで	鼠ヶ関青少年海洋センター
	平成18年9月14日	午前9時30分から 午後2時30分まで	温 海 庁 舎
大石田町	平成18年9月20日	午前10時30分から 午後3時まで	大石田町役場車庫

山形県告示第402号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

検査区域	検査対象 特定計量器	検 査 期 日	検 査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
鶴岡市	計量法施行 令第10条に 規定する非 自動はかり、 分銅及びお もり	自 平成18年5月22日 至 平成18年12月22日 (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の所 在場所又は指定定期検査 機関が指定する場所	社団法人 山形県計量協会
新庄市				
村山市				
天童市				
東根市				
尾花沢市				
大石田町				
金山町				
最上町				
舟形町				
真室川町				
大蔵村				
鮭川村				
戸沢村				
三川町				
庄内町				

山形県告示第403号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第35条において準用する同法第27条第3項の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者から次のとおり届出があった。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

名 称	変 更 事 項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	事 務 所 の 所 在 地	長井市高野町二丁目3番1号	同 左
		山形市緑町一丁目9番30号	同 左
			酒田市若浜町1番40号

山形県告示第404号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
経営体育成基盤整備事業	畔 藤	平成18年3月29日
中山間地域総合整備事業	い い で 中 部	平成17年12月20日

山形県告示第405号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称
村山市西部土地改良区
- 2 事務所の所在地
村山市大字大久保甲610番地の2
- 3 認可年月日
平成18年3月30日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、警察移動通信システム機器設置等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年4月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
 - (2) 日 時 平成18年4月21日（金）午後1時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

警察移動通信システム機器設置等業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期限 入札説明書による。

(4) 履行場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと及び同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者でないこと。

(2) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 警察無線機等の機器について、自動車及び自動二輪車への取り付け又は取り外し業務を行った実績を有することを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部地域課通信指令室 電話番号023(626)0110

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(4)に係る証明書その他必要な書類(以下「証明書等」という。)を平成18年4月14日(金)午後1時まで提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。